

第2回 大阪市内中心部児童急増対策プロジェクトチーム会議 議事録

日時 平成29年9月28(木) 午前10時30分～11時45分
場所 大阪市役所5階 特別会議室
出席者 吉村市長、鍵田副市長
森末教育委員
上野北区長、田端中央区長、岸本西区長
寺本都市計画局計画部長
西川建設局公園緑化部長
山本教育長、内藤教育次長、多田総務部長、川阪学事担当部長、
加藤指導部長
赤銅開平小学校長

司会：

定刻になりましたので、平成29年度第2回大阪市内中心部児童急増対策プロジェクトチーム会議を開催させていただきます。

本日、議事進行させていただきます、教育委員会事務局総務部学事課長 本でございます。どうかよろしく願いいたします。

開催にあたりまして、本プロジェクトチームの委員長である吉村市長の方よりご挨拶をお願いいたします。

市長：

皆さんおはようございます。今大阪市内では、ご承知のとおり、一部のエリアにおいて非常に子どもたち、児童が急増するというような現状になっています。

一方で、一部のエリアには、小学校が単学級であるだけでなく、中学校すら単学級になるようなエリアが大阪市内にあり、一方では、小学校が非常に過密になって、今の状況では運動スペースも小さいし、教室も足りなくなっている。それが急激なスピードで進んでいるというような状況にもなっています。

子どもたちの教育環境を整備するのは基礎自治体として最も大切なことですから、これを早急に解決する必要がありますし、しかもそれは長いスパンをもって、きちんと長期的な視点をもって課題解決する必要があると思っています。

そういった意味で、この大阪市内中心部児童急増対策PTをこれまで重ねてきているところであります。

(これは)全庁的に対応する必要がありますので、担当の部局にも入っていただいているところであり、また、これは大阪市内だけの問題ではなくて、関東エリアでも、同じように問題が起きておりまして、東京や埼玉など課題が起きている地域で、どう対応

しているのかということについても、視察をしてきたところです。

7月に東京、埼玉に私自身も行きました。その中で高層の学校で子どもの安全をどう確保しているのか、体育館やプールはどうなっているのか。

私は、非常に狭いところでやっているのかなと思っていたんですけども、逆に非常に床面積が広いスペースを確保できていて、教育環境としても、「これはいいじゃないか」というところも確認してきたところです。

全国一律、学校の形というのが非常に似ていて、「これはおかしいな」と随分昔から思っているところであります。

今回、こういった課題を解決する中で、ここが本当の大きな課題だと思うことが、国の制度です。これが諸悪の根源だと思っております。この後で話も出てきますが、大阪市内においては、教育委員会が6年間というスパンで見えてきた。僕は「6年間じゃ足りないからもっと10年20年の長いスパンで見なきゃ、こんなのはツギハギの学校になってしまいますよ。それは教育環境としてどうなんですか」ということを問題提起してきました。

でも、よくよく制度の根本を見ていけば、学校を建てる時は国が半分、地方が半分お金を出し合って作っているわけですけど、学校を作るときの国の制度自体が3年先しか見込めない。3年より先については、「そもそも補助も何もしない、地方で勝手にやってくれ」と。大都市特有のそういった課題について、国がまともに向き合っていないということも、大きな課題だと思っております。

いずれにしても、僕は国に対して、どんどんおかしい事は「おかしいやんか」と言っていきたいと思いき、何より市民の、子どもたちの教育環境を整備するっていうのが、基礎自治体として、最も大切な事業の一つだと思っておりますので、委員の皆さんからも忌憚のないご意見をいただいて、「大阪の子どもたちの教育環境にとってあるべき姿はどうか」ということを是非議論していきたいと思っております。

それからやはり我々は議論するだけが仕事じゃありませんから、現実の課題解決をしないといけませんので、北区、西区、中央区については、子どもたちの教育環境を整備するための具体の案を練っていきたく思いますのでよろしく申し上げます。

司会：

ありがとうございました。本日の出席者の紹介につきましては、お配りしております配席表を持って代えさせていただきます。

では続きまして、資料の説明に移らせていただきます。なお、説明につきましては、着席のままさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それではまず案件1「他都市における先事例視察の報告」について事務局の方より説明させていただきます。

案件 1 「他都市における先行事例視察について」

総務部長：

教育委員会事務局 総務部長の多田でございます。案件 1「他都市における先行事例視察について」につきまして、去る 7 月 5 日に、吉村市長に現地を視察していただいたところですが、資料に沿って、概略を説明いたします。

お手元に配布しております、資料の 1 ページをご覧ください。

まず、「視察校の概要」ですが、いずれの学校においても、全面改築の機会をとらえて、高層型校舎を建設しております。

また、高層化だけではなく、全ての施設を一体化したオールインワン型校舎とすることで、有効なスペースを生み出し児童の教育環境を確保するとともに、移動の負担につきましても軽減されている状況でございます。

次に、「学校ごとの概要」ですが、「埼玉県 川口市立 幸町小学校」については、約 8,000 m²の敷地面積に地上 7 階建の高層校舎を建設しています。

公民館等との複合施設であり、児童と施設利用者との動線が交錯しないよう工夫もされており、さらには右側の写真のように、十分な採光を確保するため吹き抜けが設けられております。

資料の 2 ページをご覧ください。

「東京都 千代田区立 昌平小学校」については、約 3,400 m²の敷地面積に、地下 2 階、地上 6 階建の高層校舎を建設しています。

幼稚園・保育所・地域図書館等との複合施設であり、地下にプール、屋上には屋根付き運動場を整備しています。

また、隣接している公園は、地域の理解のもと、園児や子育て世代に限定した利用とする時間帯を設けています。

次に、資料の 3 ページをご覧ください。

「東京都 中央区立 城東小学校」については、工事未着手ではありますが、市街地再開発事業として高層ビルの一部に学校を建設し、校舎の建設中は、近隣の公園に仮設の校舎及び体育館を建設し、公園全体を学校として利用する計画となっております。

また、この小学校は特認校として位置づけられており、校区外の月島などの児童急増地域から児童が通学できるようバスを運行しています。

説明は以上でございます。

司会：

ただいまの説明につきまして、ご質問・ご意見等ございますでしょうか。特にないようでしたら、続きまして、案件 2「中長期的な児童数推計の検討状況」について事務局より説明いたします。

案件 2 「中長期的な児童数推計の算出」

学事担当部長：

教育委員会事務局 学事担当部長の川阪でございます。

次の 4 ページ、5 ページ、案件 2 「中長期的な児童数推計の算出」につきまして、私の方より資料に沿って、説明させていただきます。

児童数推計の算出につきましては、第 1 回の本 PT におきまして、吉村市長から「長期的な人口推計に基づく学校計画が重要である」、また、「現状の 6 年ではなく、10 年から 20 年単位の推計を持つ必要がある」などのご指示をいただいたところでございます。

教育委員会事務局といたしましては、児童数の急増が予想される学校に対し、具体的な対応策を検討するに際しては、予想される児童数のピークや将来的な増減傾向の把握が必要不可欠であるとの観点から、今後 20 年間の児童数推計を算出することとして、対象とする区として、今年度はとくに児童が急増し、対応していく必要がある学校を有する「北区・西区・中央区」の 3 区を対象とし、小学校区ごとに 0～15 歳までの児童数推計を算出することといたしました。

なお、業者選定につきましては、提案型のプロポーザル方式によるものといたしまして、5 ページに記載の通り、将来的な開発状況や人口移動の動向、各区や各小学校区の地域特性など、将来、児童数に影響すると思われる要因について分析し、それを反映した形で行うものといたしました。

また、より正確性を期することから、児童数への影響要因について、住宅開発業者など関係先等に対し具体的な調査等を実施し、推計の信頼性の向上を図るものとし、推計の算出にあたっては、各年度において「最大値」「最小値」「平均値」の 3 パターンでの報告を求めることといたしました。

このような内容で、事業者を募集し、先日外部有識者 3 名を委員とする「事業者選定委員会」を開催いたしまして、「株式会社ダン計画研究所」を選定したところでございます。

最後になりますが、今後のスケジュールでございますが、平成 30 年 1 月下旬に中間報告を行わせ、最終報告につきましては 3 月上旬を予定しているところでございます。私からは、以上でございます。

司会：

ただいまの説明につきまして、ご質問・ご意見ございますでしょうか。

教育委員：

5 ページの「3 推計の算出方法」のところですが、そこで「各区や各小学校区の地域特性など…」というのが項目として挙がっているんですが、これが児童数に影響するということのファクターなんですが、これがどんなことを意味しているか、ちょっとよくわからなくて、わかればお教えてください。

事務局：

各区、各小学校区におきます空閑地（空き地）の状況でありますとか、マンションの立地や建築年数でありますとか、その地区の開発状況なんかを業者がつぶさに調べまして、分析を行うようなことを考えております。

教育委員：

わかりました。

司会：

他には、いかがでしょうか。

それでは続きまして、案件3「第1回プロジェクトチームでの対応策の検討状況」について、事務局より説明をいたします。

案件3 「第1回PTでの対応策の検討状況について」

総務部長：

それでは、案件3「第1回PTでの対応策の検討状況について」説明いたします。資料の6ページをご覧くださいと思います。まず、「近隣民間ビルの賃借等により教室や校地を確保」についてですが、学校施設につきましては、安全面等から建築基準法上、廊下幅などが個別に規定されています。

一方、民間のオフィスビルについては、モデル調査した結果、廊下幅が狭いなど、児童・生徒が利用する学校施設の基準を満たしておらず、他のオフィスビルについても同様の状況と考えられます。

ただし、児童・生徒が使用しない会議室や資料室は、基準が緩和されております。「今後の方針」についてですが、民間ビルには、児童・生徒が利用するスペースを確保できないことから、狭隘解消の効果はわずかであり、移動の負担も考慮すると、活用は

困難と考えております。

次に、7ページをご覧ください。

「公園の利活用」ですが、まず、都市公園法は、過去において、公園と無関係な建物により都市公園としての効用が妨げられたため、都市公園の設置等に係る統一した基準を定め、適正化を図る目的で制定されたものであり、都市公園は、みだりに廃止してはならないと規定されております。

次に、都市公園の学校利用についてですが、都市公園法の規定により、都市公園に設置できる施設は、公園施設や仮設工作物等に限定されており、恒久的な校舎を建設することはできない、とされております。

また、利活用の現状といたしましては、代替地を確保し公園を廃止して学校用地としたうえで校舎を建設した例、また、中央区の中央小学校などのように校地狭隘な学校において、近隣公園をグラウンドとして暫定的に利用している例、福島区の上福島小学校のように、校舎の増築工事期間中、近隣の公園で一時的に周囲をフェンスで囲い学校グラウンドとして使用しているといった例がございます。

「今後の方針」についてですが、まず、校舎建設時に公園内に仮設校舎を建設することは、条例で定めることにより可能であります。

なお、建替え建設中の仮設校舎の設置は他都市においても事例がありますが、建替えを伴わない場合の仮設校舎の設置は他都市においても事例がないため、引き続き国土交通省に確認してまいります。

次に、都市公園内に恒久的な校舎を建設する場合においては、公園の代替地が必要とされております。ただし、代替地がない場合には、施設屋上部に公園を設置する立体都市公園という制度がございますが、既存の公園に適応する場合には、機能・効用が低下することがないように、調整・検討が必要となります。

従いまして、公園の利活用については様々な規制、制約の中で、その活用を検討する必要があります。

次に8ページをご覧ください。

「狭隘な校地に高層型校舎の整備」についてですが、国の制度上、工事の着工から3年先の学級数に対応する教室数しか建設できないため、校舎の高層化が難しく、増築を繰り返すといった状況にあります。

また、狭隘な校地で効率的に校舎を建設するためには、高層化やオールインワン型校舎の建設が有効ですが、建設費用や維持管理費用等のコスト負担が大きくなるといった課題があります。

加えて、国の制度上、敷地が狭隘な場合の特例がないため、運動スペースを確保するために、体育館を拡張したり、屋上運動場を整備したりしても、ほとんどが市の負担となる状況です。

さらには、狭隘な学校においてオールインワン型校舎を建設する場合、増築可能なスペースが無くなるため、将来の学級増に備えた対応も必要となります。

以上を踏まえまして「今後の方針」についてですが、このように多くの課題はありますが、限られた敷地で、延床面積を確保してスペースを生み出すことにより、児童の教育環境の確保が可能となるという意味では、有効な手段と考えております。

そこで今後は、校舎の増改築や学校の新設の機会を捉えて、必要な運動スペースを確保し教育環境を維持、改善するために、高層化、オールインワン化の手法を採り入れていきたいと考えております。

それと並行して、例えば、少なくとも6年先に必要な教室数での建設や、運動場が狭隘な場合に、屋上運動場等の整備費を補助対象とすることなど、国に対して要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

司会：

ただいまの説明につきまして、ご質問・ご意見等ございますでしょうか。

教育委員：

確認ですが、7ページの「都市公園法の趣旨」について、下線の部分ですが、「都市公園はみだりに廃止してはならないと規定されている」ということについて、その公園をつぶして、一時的でも校舎を建てるのが「みだり」に当たらないんじゃないかという疑問もあるのですが、多分そのへんは補助金の絡みもあるということなので、ちょっとご説明いただけますか。

公園緑化部長：

建設局 公園緑化部長西川でございます。

「みだりに廃止してはいけない」ということで規定されていますが、例外規定がございます。その中には、「都市計画事業等を行う場合」や「代替地を用意する場合」といった場合、例外に当たります。

ただ、今のように恒久的にというよりも、仮設的にというのであれば、どちらかといいますと「占用」という考え方に基づくということでもあります。

教育委員：

続けて、代替地を確保しないとスクラップアンドビルドできないということですが、代替地が確保できない状況である場合に、そこをつぶして学校にすることがこの規定に反するかどうかお答えください。

公園緑化部長：

基本的には公園の機能を守るという前提に立っていますので、それを総合的に考えていく必要があると思います。

教育委員：

補助金の関係で、何かつづせないということはあるのでしょうか。

公園緑化部長：

補助金は、適化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）の関係で、場合によっては影響するところもあるかと思います。

副市長：

先ほどの東京の施設で、例えば千代田区の施設など、この写真で見ると非常に立派な建物ですが、この中にも当然国の補助が入っていると思うんだけど、おそらく普通の学校を建てるよりも事業費がかかっているのではと思います。それはその補助率である程度全部認められるということですかね。もしくは標準単価以上は地方が負担しないとイケない、ということになっているのですかね。

総務部長：

基本は国の通常の補助をもとに、それにプラスする部分につきましては、地方が負担する形で建てられております。

ちなみに、川口市の幸町小学校ですと、22クラス程度の規模の学校になります。建築費用が57億円かかっておりまして、このうち、国が7億円、起債が32億円、地方負担が18億円となり、これが大阪市の場合、同規模の学校を建てるとすれば、24億円程度の事業費を考えておりまして、国が8億円、起債が14億円、地方負担が2億円ということになりますので、（大阪市の標準的な学校と比べて）費用的には2倍ないし3倍程度かかることになります。

副市長：

ある程度国の補助対象になる時の枠があるということですが、まず枠というか標準単価というか、「これ以上の分はもう地方負担やで」というかそういうことですね。

例えば3年先の学級数に対応する教室数にしか補助が出ないということだけでも、先に作って後で国から補助をもらうという事はできないですか。

総務部長：

過去に立替施行方式といいまして、他の事業者にあらかじめ、学校施設を建てて、児童・生徒数が固まった時点で必要な部分だけ、大阪市が買い戻すといいますか、買うという形をとった経過がございます。そういった手法をとることができれば、クリアできるかと。

副市長：

例えば立替施行だったら、例えば外部団体とか、何か他の団体をかまさないで、多分できないと思うんだけど、市が、その時点では（今後を見越して）ある程度（現状より）上回る規模の施設を建てて、ある程度需要が増えてきたときに、後付けで、国から補助をもらうことはできないですか。

事務局：

そういったことは国の制度上認められておりませんので、きちんと、毎年毎年申請をして、それ以降の年度に必要な整備をやって、補助金をいただくという仕組みになっておりますので、先行整備をして、あとから補助金をもらうということは制度上できません。

市長：

その制度自体が大問題だと思いますけどね。そりゃ、都市部以外の地方のエリアにおいて、「人口が急増することなんかないよ」というのが大多数かもしれないですけど、それを基準にして3年先しか見てくれないわけですよ。

でも、大阪とか東京もそうだと思いますが、急増するエリアにおいて、全く地方のエリアと同じような基準でしか見られない。

しかもそれは3年先の学級数に対応する教室数しか学校としては見ませんよと。こういうふうなことが根本のルールにある。

それに基づいて教育委員会もこれまでやってきたんでしょ。この大阪市においても、僕も「なんで、6年間で見るとかな」と、ずっと思っていたんですけど。

そこから（人口が）増えてきたから、増築を繰り返して継ぎ足して、ツギハギみたいな学校が市内に増えているじゃないですか。それはよくないと思う。

それで長期の人口推計を見てね、「計画的にやらなくちゃならないのに、何でやってこなかったのか」というと、やっぱりそれが一番大きな要因としてあるわけでしょう。結局、建てるのにお金がいりますから、財源が全部こちらにあるならば、大阪市はほかの地方のエリアと違って、人口は急増するから、あらかじめきちっとしたものを建てておきますよということが、できない制度になっているわけですよ。

やろうと思えばできるけど、それはいわゆる市の単費（予算）を使って建てないとい

けないわけですよ。幼児教育の無償化も国がやらないから、先陣切って、市民に説明してやっていますけど、単費でやるのは、ものすごく大変なのは僕も知ってわかっていますのでね。

そうすると、その国の根本の制度自体を前提とすると、長期の人口推計でみて、長期的なスパンで建てるというのは、単費を使わない限りは、難しいところなのですか。

教育次長：

今の制度では、単費を使わない限り、なかなか厳しいと。

副市長：

他の自治体なんかでも、多分同じようなところがあると思うんですが、そういうことを国に対して要望している自治体の事例はあるんですけど。

事務局：

他都市におきましても、児童急増が見られる地域もありますが、大阪市は平均して学校の校地自体が狭くなっており、市内の小学校では、平均して1万㎡ということですが、他都市では2万㎡以上という地域も多くございまして、具体的にそういった要望をしているという例は聞いたことはございません。

市長：

それから、3年先だけの話じゃなくて、この高層化の学校を視察して、事務局から説明を聞いてわかったことですが、高層化していくことになった時、当然、子どもたちの運動スペースを確保することが非常に大きな課題だし、そりゃやらなくちゃいけないことだと思っています。そんな中で、学校の中に、運動スペースあるいは体育館のようなものを作るとき、国でその面積の規制がされていて、高層化した時、上を第2運動場としたり、体育館を建物の中に入れてとしても、(国からは)「それは面積基準があるので(基準を超えているので)、市の勝手にやってよ、国の補助対象から外します」ということですよ。

教育次長：

今、校舎と体育館があって、急増したから運動場に新しい校舎をつくることになって、新しい建物の中に、(運動場に変わるものとして)屋内に体育館を作りますと、「2つ目の体育館」という扱いになってしまいますので、それに対しては補助対象外になります。

市長：

それもとんでもない話だと思うんですよ。現に開平小学校は、面積も狭くて、今後

いろんな選択肢を詰めていくということでもいいと思うが、この高層化というものも一つの選択肢だと思うので。

近隣のビルの賃貸もなかなかしんどいのであれば、その限られた面積の中で高層化するということも一つの選択肢だと思いますし、もう一つは、中之島5丁目で、進めているのも、一定その高層化っていうのはありえる話だと思うんですね。

大阪市でも完全にこの課題に直面しているので、国に対する制度の改正を求めています。

これは特区で求められないのかな。要はこれ全国一律に、例えば「北海道と沖縄と大阪市が同じ基準で定められているのはおかしいやんか」という話であって、面積が広いエリアや人口が急増していないエリアと、まさに都心部で急増しているエリアとが、同じ基準にされているから問題なのであって、大阪市とか東京も一部あるかもしれませんが、そういった急増地域についてはね。

子どもたちの教育環境を整備する際、狭隘地での学校建築に関しては、もう増築が難しくなってきましたから、先を見越した人口推計をもって先を見越した学校を作ることにしても、国が他の学校と差別するのはおかしいし、運動スペースも、これまでは、「平屋に2~3階建ての学校に広い運動場」というのがこれまでの話かもしれないけど。オールインワン型の学校にする際は、中にある体育館も、一律の基準でやるのではなく、「第2体育館とみなされて補助の対象からは外される」といったことは無くす。「この都心部の現状に応じた特区を認めてくださいよ」という申請をしようと思うんですけどね。それは府を通じてやったらいいのですか。府と一緒にやる必要があるなら市としてもやりますが。

教育次長：

どういったやり方がいいのか、何が効果的か事務局で検討しまして、いずれにいたしましても、今進めている推計を根拠あるものにして、それをもって要望していきたい。

市長：

そうですね。今まで出していなかったけど、民間事業者を通じて3月末までには最終のが出るわけですね。これはさっきの説明だと20年間分が出るから、それがエビデンスですが、この間は6年間の推計でやってきたのでエビデンスがなかったわけだから、これからは20年間の推計をもって、「急増地域においては、ちゃんと対応していこうよ、場当たりのツギハギみたいな増築はもうやめましょうよ」という大きな問題意識があるので、そのエビデンスを持って、国に対してまず制度として「おかしいやんか」と僕も言います。大阪市として言います。

他のエリアも出てくるんじゃないかな、他の都心部も、困っているエリアがあるんじゃないかな。

教育次長：

東京にしる、関東圏、特に名古屋周辺ですね、一度これ我々も調査を行いまして。

市長：

川口市は国に対して「制度を変えろ」ってことまで発想してないと思うんですけど、川口市の覚悟としては「国の制度がこれやから仕方がない、川口市の単費を使って、将来の増えてくる可能性が高いから、ちょっと大きめの学校を作っていこう」ということでやってるんですよ。

教育次長：

そういうことです。

教育長：

川口市でいいますと公民館との合築で、市としての経費執行をマネジメントしていると思います。

ただ、大阪市の場合は非常に狭隘な地域ですので、そこを他の施設を入れて市全体として調整を図ることは難しいので、そうしますと、やはり教育施設として、単独での使用が前提となりますので、やはりそこは単費を使うか、またはそれにふさわしい国の制度として、ちゃんとした対応いただくかという形にならざるを得ないのかなとは思いません。

今のお話でちょっと整理をされてきましたので、関係先といたしますか、市の中の関係先の調整もきちっと進めてまいりますし、それから、いわゆる一緒に声を揃えて言っていただけたところがないのかどうかについても、早急に調べさせていただいて、数値が出てきた段階で、具体的な動きができるように進めてまいりたいと思っております。

司会：

他にご意見・ご質問等ございますでしょうか。

市長

あとは都市公園ですけど。都市公園に恒久的な校舎を建築することはできないと書いてあるんですけど、これ例えば花乃井公園は、中学校が南の公園を暫定的にグラウンドとして平日は使っているじゃないですか。実は、これはちょっと大阪市でも考えなきゃいけない課題だと思うんですけど。

これは例えば「恒久的な校舎は建設することはできない」となっているんだけど、堅固なプレハブというか、まあ、耐震性を考えなきゃいけないから難しいな。南の公園のエリアに建物を建てられないのかなと思うんですけど。小学校とか。

公園緑化部長：

公園のエリアに仮設的な扱いで校舎を建てるということですか。

市長：

例えば、「仮設」という考え方について、一般的な用語として「仮設住宅」などもあるけど、小学校の仮設ってというのは、数年を見越すのではなくて、100年とまではいわないが、50年とか（のスパンで考えてはどうか）。

50年たったらどうなるかわかりませんが、（日本の人口が）減っていくという傾向も言われている中で、「50年単位だから、恒久の施設ではない」って言ったらダメですか。

公園緑化部長：

期間についてはいろいろな解釈があると思いますが、この資料で書いている「今後の方針」のところで、仮設校舎の範囲について、「何をもって仮設というか」ということもありますが、「少し児童数が減るまでの間の、ある程度一時的な校舎という扱いで占用許可できないか」ということを、今、国の方に投げかけています。

今、東京の方で行われているのは、「工事期間だけですが、工事に関係なく、期間限定でできないか」というのを国交省に投げかけてまして、国交省の方も検討中なんですけども、ただ50年とかになると、やはり恒久的なといった扱いになるんじゃないかと思っています。

市長：

大事なのは大阪市の話なので、花乃井中学校については現実的な話として、すでに都市公園を使っていますし、近くないとだめじゃないですか。扇町公園も扇町小学校の近くにあって、運動スペースとしては使えるんでしょうけど、公園の形としてはストレートなものではない。花乃井公園は、まさに、ここはすでにグラウンドとして使っているし、将来、まだ推計（の数字）が分からないけども、人口も増えていくなかで、あそここの公園と学校の間を考えたとき、子どもたちのためにも公園を学校のために使うべきではないのか。

公園の横に確かちょっとスペースがありますが、そこは、地域の方が使うっていうことにして、あのグラウンドを活用出来たら、花乃井中学校もすごく教育環境が良くなると思います。

公園緑化部長：

ちょっと基本的なものの考え方という、学校施設というのは、基本的に公園内は認められてない中で、グラウンドっていうのは「そういう使用形態」という形で今整理を

させていただいて使っていただいているので、恒久的に使っていくということであれば、少し検討する必要があると思います。

市長：

代替地を確保すればいいということですかね。

公園緑化部長：

代替地を確保すれば、その分、公園区域から外すというのは可能になってきます。

市長：

代替地の考え方だけど、花乃井公園は、平日の昼間は学校のグラウンドとして暫定利用しているわけでしょう。一般の人は入れないですね。

一般の人が入る時がいつかということ、土日とか夜ですか。夜使っている人はあまりないと思いますけど。夜とか土日でしょう。

それならば、夜とか土日に使う分のスペースを確保すればいいのかな。観念的な問題として。今も一般の人は入れないわけでしょ。「今だって公園の機能を果たしてないやんか」ということでしょう。平日昼間は、学校としてグラウンドとして使っているわけで、僕が行っても入れないわけでしょう。

公園緑化部長：

扱いとしては今、「一時的な扱い」という取り扱いをさせていただいているわけですけど。

市長：

暫定だから占有していいということですね。グラウンドとして。

計画部長：

「柔軟な運用」ということではないのかなと思っていまして、ここに事例も書いておりますように、中央小学校でもそういう運用もしていますし、他にも、公園をグラウンドとして活用している事例はありますので、そこは市長がおっしゃったように、都市公園法だけの解釈ではなくて、大阪市の事情をこの間も考慮しながら、柔軟に運用してきたということになるのかなと思っております。

それと、公園ですので、そこに校舎が建ちますと、公園の横に住みたいとおっしゃっていた方がいきなり学校の横に、ということになると、やはり都市公園という性格上、「都市公園だからそこに居住したい」ということがありますので、今後の方針の一番下にもありますように、地域の理解というところがどうなるか、ということも一つの大き

なポイントになるかと思えます。

市長：

(そこに住みたいという)動機の部分まで入って(理解を得ようとしたら)いったら、何もできないですよ、新しいものをつくるということ自体が。だって、これだけ市民のたくさん集まっている中で、大阪市は270万都市なので、よく「近隣にこれができたら嫌だ」というのはあるけれども、それはもう社会的に順応しないと成り立たないですよ。そういうことも言っていないと仕方がないんじゃないかと思うんですよ。

もちろん理解を得る努力をすることは大事ですけど、行政としても、「それがあるからやめときます」ということでは、結局必要なものまで出来なくなってしまふ。

特に学校というのは、本当に必要な施設だと思うんですよ。我々基礎自治体としては、最も重要な仕事の一つと言ってもいいと思っていて、子どもたちの教育の現場で、しかも学校ですから、そこに最優先の価値観を置いてもいいじゃないかと思うんですけどね。そりゃ、法律に反することはできませんけど。

例えば公園の中で、グラウンドの一部を学校施設として使った場合、公園の中に門などの区切りをしたとしたら、仮に全体が10として、区切った部分が3としたら、代替地を必要とするのは3ですか、それとも10ですか。その10の部分がグラウンドとしての暫定利用だといった場合、3に相当する都市公園(の代替地)を確保すればいいのですか。

公園緑化部長：

程度によると思いますけれども、基本的に法に書かれているのは同等程度であり、使われる部分の同等程度を代替地とするという解釈になっています。

市長：

じゃあ、校舎建築で一定線引きしたら、その面積の同程度ということですか。

公園緑化部長：

はい。ただきっちりその部分がないとだめということではないと思います。

市長：

代替地の範囲ですけど、公園利用者からみて「代替じゃないじゃないか」という基準もあるんだけど、例えばこのエリア(花乃井公園エリア)だったら、中之島の5丁目の開発っていうのも、ここには小学校の建設も頭に入れて進めてますけど、そこも代替地の範囲内に入ってくるんですか。

花乃井から見たときに、中之島5丁目エリアはどうですか。そこは解釈の範囲になる

のかな。

計画部長：

計画論として厳密にいきますと、誘致圏というのを考慮しますと、少し中之島5丁目というのは離れているエリアになってしまいますので、花乃井公園を仮に廃止して、中之島5丁目に(公園を)ということになりますと、少し代替地というにはしんどいエリアになると思います。

市長：

その解釈は誰が判断するんですか。

教育長：

現実的には、花乃井地域との関わり方によって、少し離れていても、地域の大半の方がそれを十分な代替地としてご理解をいただければ、手続き的には、断言はできませんが、進むかと思います

そういう意味では、やはり花乃井地域っていうのは一つのブランドを持っておられて、地域の方も相当思いを持っておられますので、そこはやはりまた区長とも一緒に、意を損なわないように、学校のあり方から地域のいろんなご意見を聞いて、そこに市長の考え方、理念を入れることによって、厳密な制度論と言うよりは、それを代替地として地域の大半の方がご理解いただくような、機運を醸成していくことが我々としては大事な仕事かなと思っています。

副市長：

例えばね、花乃井公園の近くに、鞆公園がある。機能的に見たら、すぐ行けば鞆公園がある。機能的に見たら、この公園が使えなくなっても、すぐ近くに鞆公園がある。法令の解釈の問題が多いと思うけど、そういう配慮はされないのかな。

その公園自体は廃止するけれど、近くに大規模公園があるとか、そういうことは、配慮されないのですか。

計画部長：

代替地を検討する際に、面積が足りないとかいうときに一定配慮する場合というのは考えられるんですけども、今の既存の公園があるから代替地がいらないっていうのは、少ししんどいんじゃないかと思っております。

副市長：

既存といっても、すごく大きな公園があるから十分という感じはするけれどもなあ。

教育委員：

部外者で申し訳ないですが、今市長おっしゃった10分の3をね、学校で使う場合に誰が文句言うんですかって話になると、おそらく国土交通省が言うのかなって感じがするんですけど。

補助金の関係で結局一部だけで代替地を用意しましたということで、補助金を全部返さなくていいのかどうかとか、という議論から介入してくる可能性があるなって気はしますが。

公園緑化部長：

補助金は、先ほどにもありましたように、新しい公園ですと、当然「補助金を」というような話はあると思うのですが、古い公園になりますと、どちらかという制度運用上の問題で指導を受けるというようなことになると思います。

教育委員：

「都市公園をみだりに廃止してはいけない」と、それを一部でも学校に転用してしまったら「廃止しているじゃないか」と言われる可能性があるということですか。

公園緑化部長：

必ずしもあるとは断言できないんですけども、そう言った事情によって変わるかもしれないんですけども。そういったこともあろうかと。

市長：

国が金銭的なことで他と同じように扱ってくれるというのであれば、一番大きいのは地域の理解になるということですか。地域の人が「わかりました」となれば、学校も必要だねと、「近くに韮公園もあるしわかりましたよ」という合意形成が概ねできてくれば（代替地になりうる）ということですかね。

大阪市も、当然役所の判断でやっていることだけれど、一番は地域の理解ということなんでしょうね。

公園緑化部長：

地域の理解とか利用者の理解を得ることが一番だと思います。

市長：

立体都市公園というのはビルの上とかにあるやつですね。

公園緑化部長：

そうです。ビルの屋上に公園があるというイメージです。

市長：

その維持管理とか経費とかは、だいぶかかるのですか。

公園緑化部長：

ビルとの間で維持管理の協定とかそういうのを結びますので、当然維持費などは通常の公園よりも若干コスト高になるかなと思っております。

市長：

事例でいうと、どういったところがありますか。わかりやすい立体都市公園の例って。市内になければ、東京都などで、どこかないですか。

事務局：

建設局公園緑化部調整課長代理 木下です。

立体公園制度自体の事例が非常に少なく、基本的な解釈としては、既存公園の場合は地下を他施設に利用することを基本として想定されていまして、やはり、既存公園に立体公園制度を導入する場合、先ほど言いました公園の機能を低下させないというのがまずあります。ただ、今国に確認しているのですが、制度的に今言われているビルの屋上が絶対に無理かと言うと、そこは可能かと思いますが、事例が非常に少ない状況ですので、その辺りも、どういう課題があるかなどについて研究していかないといけない、というのが今の状況かと思っております。

司会：

他にご質問ご意見等ございますでしょうか。

市長：

具体的にね、オールインワン型の校舎について、推計を見たうえで考えなきゃいけないんですが、中之島5丁目なんかもそうですけれど、可能性が高いし、開平小学校のエリアもやはり高い状況だと思います。

また、今後、高校の再編とあわせて中学校をどうするかという話もあるんですけど、やっぱり国に対しても「おかしいやないか」というのを言っていけないといけないのですが、そのスケジュール感というのはどんな感じかな。

国に認めてもらったら、当然スピードは緩和されると思いますが、認められなかったから単費でやるかどうか判断しなきゃいけないって話になってくると思うので、このス

ケジュール感はどうなりますか。

総務部長：

現在平成 35 年度までの推計を一旦出しまして、後ほどご報告もさせていただきますが、大規模化が懸念される学校もいくつか出てまいりましたので、そのあたりを中長期的推計と併せまして、しっかりと検討できるように用意していきたいと思っております。

市長：

そうですね。準備だけをしておいてもらうしかないですね。国に対して「これはやっぱり都市部の急増地域の学校対策が国は全然できていないですよ、ほったらかしじゃないですか」と（言っていかなければならないので）。

司会：

それでは、続きまして、案件 4 の「現状の報告と今後の検討課題について」事務局より説明いたします。

案件 4 「現状の報告と今後の検討課題について」

総務部長：

それでは、資料 9 ページをご覧くださいと思います。

「過大規模化等が懸念される学校の状況について」ですが、従来の手法による今後 6 年間の推計を更新したものを、本日、別途参考資料として添付しておりますので、後ほどご参照ください。

資料 9 ページの表では、児童数の増加に伴い、今後、対応が必要と予想される学校を抽出して記載いたしました。内訳としましては、第 1 回 PT において「特に課題のある」として、既にお示しした学校 6 校に加えて、今回あらたに 3 校が、昨年度時点から顕著に増加しており、将来の過大規模化が懸念される状況となっております。

それから、資料の 10 ページをご覧くださいと思います。「第 3 回 PT に向けた検討課題について」でございます。前回の PT において特に課題のあるとした学校についてでございますが、増築により運動場の狭隘化が懸念される開平小学校につきましては、近隣ビルの活用が困難になったことに伴い、喫緊に別途の対策を講じる必要が生じております。運動場に従来の手法で校舎を増築した場合、運動場面積が著しく減少するため、増築後も運動スペースを確保できるような増築案を検討する必要があります。さらに工事期間中、仮囲いのため運動場が全面的に使用できない状況とな

ることが予想されることから、校区内に運動場に適した用地が無い場合、運動スペースを確保するための対策が課題となっております。

過大規模化等の懸念がある扇町小学校、西船場小学校につきましては、前回 PT の議論を踏まえ、「もと扇町高校」跡地や周辺市有地の活用について、引き続き検討してまいります。中央小学校、堀江小学校、日吉小学校につきましても、これまでの議論を踏まえ、高校再編の議論も含め、検討を進めてまいりたいと考えております。

これらの学校につきましては、今後の中長期的推計や市会での議論を踏まえ、次回第 3 回 PT において具体的な対応策について議論してまいります。以上でございます。

司会：

それではただいまのご意見、説明を受けまして、学校現場の立場から、開平小学校 赤銅校長先生よりご意見をお願いいたします。

開平小学校長：

中央区開平小学校の赤銅でございます。前回も出席させていただいております。今日は運動スペースのお話があったのですが、ちょうど明後日が運動会でございます。本校も昨年度運動会を実施した折には、保護者が道路から見られるような状況で、危険でしたので、今年からは、進学先の東中学校をお借りして実施することとなっておりますが、進学先の東中学校となりますと、二駅、地下鉄に乗っていかねばなりませんので、とても子どもの足で行くわけにはいきませんから、現地集合・現地解散という非常に変則的な形で実施するということです。時間帯も短くなりますので、演技等もなかなか十分できない中ですが、保護者の協力も得て実施するという形になっています。もう本校では運動会ができない状況になっております。

本校の前身の集英小学校の歴史を見ますと、その中の集英小学校はほとんど運動場がなかった学校なんですけれども、運動会を中之島の通称剣先公園を使わせていただいております。昭和 40 年代から統合まで貸していただき、運動場代わりに体育の授業などにも使わせていただいていたという記録が残っております。

しかしながら、北船場の地域は、今話題にもありました公園というものがそもそもありませんので、学校が子どもにとっての唯一の運動スペースですので、この間この話が出てきたときに、保護者は、市長が高層化について関東方面に視察されたということを目にしますと、「開平小学校がその対象ではないか」と思っておられます。そうすると、土に親しむことがなくなるのが心配だということも、一方で話をされておられますし、このような状況で工事が始まるとなると、今ご説明にもありましたとおり、運動場が全く使えなくなる期間が長期間にわたるであろう、通常の工事よりも長くなるであろうといったときに、それでなくても 50m 走もとれない運動場ですので、ますます困った状況になるのでは、という（保護者の）ご心配の声を耳にしております。立派な校舎を建

てほしいという保護者の願いもあるのですが、やはり小学校 1 年生 2 年生にとって、遊びはとっても大切です。遊びができない子どもたちはやっぱり、校舎内で事故を起こしたり、けがをしたり、ケンカがあったり、ストレスがたまったりするので、市長がおっしゃったとおり、そのようなスペースの確保も含めてお考えいただき、進めていただけたらというふうに思います。

前にもお話ししたとおり、本校は戦後船場にあった 6 校が 1 校になった小学校ですので、それぞれの地域の思いや願いがこもっている学校でございますので、そのへんのところも勘案していただいて。ただ、推計をみますと、32 年度にはもうあふれるという状態になっていますので、私どもも保護者に説明しながらですけれども、早いうちに(今後の方向を)お答えしないと、校長としてもしんどい状況であるというのが事実です。以上でございます。

司会：

それではただいまの校長先生のご意見を踏まえまして、田端 中央区長に一言お願いいたします。

中央区長：

中央区長の田端です。校長先生からもありましたように、この開平小学校は、平成 2 年に、それぞれに 100 年以上の歴史のあった愛日小学校と集英小学校を統合し、現在船場にある唯一の小学校ですから、地域の思いが大変強い学校です。さきほど教育委員会から平成 35 年度というお話も出たんですけれども、もうちょっと切迫感があるのではないかと思っていてまして、平成 31 年度でぎりぎりいっぱい、平成 32 年度にはもう複数の教室を供用しなければ新入生を受け入れられないんじゃないかと危惧しています。

それと、開平小学校の特色としては、本当に運動場が狭いので、そこに校舎を建ててしまうと、工事期間中ももちろんそこは使えないんですけれども、校舎が建った後、敷地としての運動場が確保できないのではと思います。ですから、非常に日程的に切迫感がございます。先ほどのお話では国庫補助とかいろいろな課題はあるということですが、「平成 32 年度にはこういう形で受け入れることができる」という現実的かつ具体的な案を少しでも早く立案いただけたらと思います。

その中で有力なのは、オールインワン型という、複合校舎かと思うのですが、それが建ってしまうと、やはり土の運動場が確保できないし、敷地が狭いので、東京のように建物の中に十分な運動スペースが面積として確保できるかという点もちょっと不安がございます。

いずれにいたしましても、校舎を増築したとしても、その中の運動スペースが足りないということならば、恒久的なことになるとは思います。近隣の公園に子どもたちの運動スペースを確保いただく必要が出てくる可能性も高いのではないかと考えています。

司会：

ありがとうございました。ではただいまの案件につきましてご意見ご質問等ございませんでしょうか。

市長：

逆に、区長と校長先生に聞きたいんですけど、これ最後は当然教育委員会が判断し、僕も最後は判断の責任も引き受けますけれども、いまの現状で、「こういう学校にすべきだ」というご提案はあるんですか。土にも触れたい、そりゃ土に触れたほうがいいでしょう。でも今のこの現状の中で、我々は理想論を語るだけの仲良し会議ではないですから、現状の中で、「子どもの教育環境としてこれではだめだよね」というのは共通認識としてある。それに対して、さっきの国に対して「これはおかしいじゃないか」というのは僕がやりますから、それはそれでやるとしてね、今の状況、「土地もないやんか」という状況を踏まえた中で、「じゃあどういう学校がここにふさわしいのか」ということについて、どう考えておられますか。

中央区長：

今も申し上げましたけれど、現状を見たときに、地域に強く親しまれている学校ですから、この学校の中に教室を確保して子どもたちを教育していくことが大事ではないかと思います。他都市の例にあったような複合型の校舎を建てていただいて、そこで十分な運動スペースを確保できればいいですけど、それが厳しければ近くの東横堀川沿いに、ちょっと狭いですが公園もございますので、それと併せて公園などを補完的に活用させていただけたらどうかと思います。

市長：

資料の地図でみると、東横堀川の公園というのはどこですか。

中央区長：

開平小学校のすぐ東側の川沿いのところですよ。歩いてすぐです。ただし、形が長細いので使い勝手は悪いですね。

市長：

土に触れる機会が大事だというのであれば、例えばオールインワン型の学校については、確かに土のグラウンドではないけれども、近くの土のあるグラウンドとか公園とかで、土に触れる機会とか、なぜ土に触れるのが大事なのかといえ、体験の機会とか農

作物を作るとか芋掘りやるとか、そういう機会を教育の中身で増やしていくとか、やはりそういう具体的なことを考えていかないといけない時期に来ているのではないかと
思うんですよ。僕が千代田区の視察に行ったときに、オールインワン型の学校で、上は
グラウンドでした。グラウンドは土ではなくて、陸上のトラックフィールドみたいな形
だったんです。じゃあ千代田区の子どもたちの教育は、土に触れていないからダメな教
育をされているのか、と言ったら、僕は本当にそうなのかな、と（疑問に）思うんです
よね。土にふれることの意味をもう少し掘り下げて考えて、それは別の形でも教育とし
てできるんじゃないかと思うんですけれど。

開平小学校長：

考えを整理しないといけないと思うんですが、土に触れるということは、土の上で運
動するということだけではなく、おっしゃったように、菜園活動とか、やはり教育的に
も意味があることですので、例えば今本校の現状で言いますと、運動場にはそういう菜
園が作れませんので、屋上にあるんです。広くはありませんが、屋上スペースに菜園活
動ができるような工夫をしています。過去には、先ほど申し上げた集英小学校で、郊外
に農園を借りてまして、その農園活動をしたりと、いろんな補完的な形が必要だと思
いますけれども、そういう機会を持たせたいと。学習指導要領にもございますので、そ
ういう学習ができる形を確保するということが、運動場があるなしにかかわらず工夫は必
要だと思います。

それと、今冒頭申し上げたとおり、運動会等の体育的な行事をするときにはやはり室
内の体育館で、推計によれば600人を超えるかもしれない子どもたちが運動会をする必
要がある。このことは別だと思しますので、そういう時に便宜を図っていただける体制
があるということが必要だと思います。今年は先ほど申し上げたように、東中学校をお
借りしてできましたけれども、これがずっとできるかどうかは、わからなくなってきま
す。ですから、「この場合にはこういう形でできるよね」というようなことが校舎の建
設と共に明らかになる、保護者に示せるということは校長としてもありがたいと思
いますし、教育活動としても計画的に進めていけるのかなあとと思いますけれども。

市長：

校長先生の考え方として、じゃあどうするの、という時に、最後の責任はこっちでや
りますけれども、考え方として、現地の建て替え、現地の限りあるスペースですけれ
どもそこでやるには高層化にしていかざるを得ないと思うんですけれども、十分な教育を
確保しようとするれば。そのあたりはどうお考えですか。

開平小学校長：

思い入れとしては、区長もおっしゃったとおり、船場には6校あったんです。それぞ

れに立派な学校だったのを、最終的には愛日小学校と集英小学校という歴史のある学校を統合して、「でも最終的に船場に学校が残ったよね」という思い入れは（地域には）すごくあると思いますので、その思い入れは大切にしながら、学校としても船場に唯一残る学校の教育内容、教育を語る学校みたいなことを大切にしているのも現状ですから、「その場所に（学校が）ある」ということは、とても大切なことだと思います。

適塾が学校の並びにあり、有名な愛珠幼稚園も、きょうだい関係のように（小学校と共に）進められてきたということは、この地にあるからこそ繋がっているという部分の大切さだと思います。

しかしながらこの校地の中で、現実的に子どもが入りきれないならば、高層化をしていただいて、ただ、教育としてしなければならないことをどう補完するかということを引き持ち持って進めていくということ、校長としてはお願いしたいと思います。

市長：

3回目にむけて、具体的に詰めていきたいと思うんですが、あと、扇町小学校と西船場小学校は、もと扇町高校の跡地、中之島5丁目の開発とのからみがかかなり出てくると思うんですが、中之島5丁目の経済活性化は大阪の将来にとってすごく大事なことで、それは当然やりますけれども、ただ、基礎自治体としては、僕はそれより教育の環境整備の方が大事だと思っているので、まずは3月末までの推計も含めたうえで、経済の成長と子どもたちの教育環境ができるだけ両立するように、そして最後の価値判断は子どもたちの教育環境の方を僕は優先させますから。そこをどう折り合いをつけていくかということで、中之島5丁目に新たな学校というのも、僕は考えていかなければならないと思っています。

扇町小学校からしても、中之島地域から扇町小学校はめちゃめちゃ遠いし、校区としてもおかしい。西船場小学校も、西区はすごく人気のあるエリアですから、その学校のあり方をどうするのかというのは、人口推計を見たうえで、ある程度方針を示して、それに基づいて中之島5丁目の開発については、民間の方もたくさんおられますが、市としてはこちらを優先したうえで、どう中之島5丁目の経済活性化をはかっていくか、ということについて、みんなが納得できるものを作っていきたいと思います。

教育次長：

3回目にむけて、その点を私たちも検討しまして、今課題の出ている学校につきまして、どういう対応をしていくのかということ、人口推計を見ながら整理して3回目にお示ししたいと考えています。

市長：

やっぱり学校を考えると、周りとの協調とか、これまで培ってきたものとか、中

之島で言えば、経済との協調とかも考えなきゃいけないし、開平小学校など地域が長年にわたって育んできた価値があるのもわかりますけど、最後に判断するとき、やっぱり子どもたちの教育環境としてどうなの、ということ優先してですね。

反対は出ますよ、でも、反対が出て、子どもたちの教育環境としてそれが一番だ、ということであれば、反対を受けてもやらなければいけないと思います。子どもたちの声を代弁するのは僕らしかないじゃないですか。地域の声や経済界の声があったとしても、「子どもたちの教育環境としてどうなの」「今の0歳児や1歳児が、小学校中学校に入ってきた時にどうなの」というのを（考えていかなければいけない）。

反対も受けないといけないと思いますよ。最後の価値基準は、教育環境として最も適切かどうかということに重きを置いて話をしていかなければならない。地域がしんどいということであれば、僕も話をしに行きますよ。

教育環境を整備するのは基礎自治体の仕事だということを肚にすえて進めてもらいたい。対決するわけではなく、もちろんコミュニケーションをしっかりとっていかないといけないんだけど、最後の価値判断としてはそこを軸において、教育委員会も、他の部局も、校長先生も、区長も話をしてもらいたいと思っています。よろしくお願いします。

司会：

最後に教育長より一言お願いいたします。

教育長：

有意義な議論をありがとうございました。今日の議論で、年度末に子どもたちの人口の伸びについての客観的な目安（中長期的推計）が出てまいります。これに対してその業者の方でもいろんな分析も行いますので、我々としてはエリア別に、スケジュール感を持った、基本的な考え方をやはりお示しをして、またそれをそのゲージの中でまた深めていただくという作業が必要というふうに考えております。

具体的には、やはり今日出てきた2つの側面がありまして、経費の部分では、やはり国の様々な補助なりあるいは支援の関係をどう整理していくか、ここの部分を、例えば補助制度の拡充だけでよいのか、あるいは新しい考え方で、一定の整理をしたものを後から繰り入れていくような、どんな形でどういったものかを考えているのかということ、スケジュール感もあわせて整理をさせていただきたいですし、もう一つは、同じ悩みを持つ自治体同士でどのような形の連携が可能なのかについても、一定の整理をさせていただきたいと思います。

あと経費以外には、やはり土地スペースの問題だと思います。

このあたりはやはり近隣の公園をどのように活用していくのかということについて、我々としても、いろんな制度面あるいは実態面からの詰めをさせていただきたいと思っ

ています。

それから一番具体的で大きかったのは開平小学校の持つ課題ですので、これについてもやはり一定の次の機会までに具体的な考え方をきちっとお示しをして、地域の皆さん方に具体的に議論していただけるよう教育委員会事務局としても努力をしてみたいと思います。

市長、副市長にご参加いただくPT という形の中で、こういう意味で、まず課題は重いですが、十分具体的な議論ができたことをとてもありがたいと思っております。

事務局としても頑張って、次回までに一定の整理を図ってみたいと思いますので、引き続いてのご協力をお願いいたしたいと思います。

司会：

ただいま皆様からいただきましたご意見、ご協議をふまえ、今後の取り組みに反映してみたいと考えております。

なお、次回第3回の会議につきましては3月頃を予定しておりますので、またよろしくをお願いいたします。

本日はありがとうございました。